

新型コロナウイルス：セネガル交通機関内の衛生措置の徹底に関する通達

【ポイント】

○セネガル政府は、交通機関内でのマスク着用（2名以上乗車の場合には私用車も含む）など、衛生措置の徹底を求める通達を発出しました。在留邦人の皆さまにおかれてはご留意ください。

【本文】

16日、セネガルのインフラ・陸上交通・交通整備省は、新型コロナウイルス対策として、交通機関内での衛生措置の徹底を求める通達を発出しました。

公共交通機関及びバス停等を含む関連施設内ではマスク着用が義務付けられており、違反者は降車・退出が命じられるほか、既存のルールに沿って罰金等の処罰が科せられる場合があります。私用車についても、2名以上が乗車する場合にはマスクの着用が求められます。

また、公共交通機関においては、既定の乗員数の順守（ドアの開閉の妨げになるような乗員数は認められない）、車内の換気の徹底、手洗い又はアルコール消毒のための措置をとることが求められています。なお、これまで定員数5名のタクシー及び私用車は、ドライバーを含めて4名まで乗車可能とされていましたが、今回の通達により規定乗員数まで乗車可能となりました。

在留邦人の皆さまにおかれては、上記に十分留意し、引き続き外出時のマスク着用、手洗等、感染予防に努めてください。

（参考ウェブサイト）

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)